

専決処分について（立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について）

上記の議案を提出する。

平成 31 年 4 月 11 日

提出者 立川市教育委員会
 教育長 小町邦彦

理由

事務分掌の見直しをするため。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、
次を別紙のとおり専決処分する。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

平成 31 年 3 月 29 日

立川市教育委員会

教育長 小町邦彦

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（職の設置及び職務） 第3条 ……略…… 2～6 ……略…… <u>7 学校給食課に主査を置く。主査は、上司の命を受けて立川市学校給食共同調理場の新設、整備等に係る特定事項について課長を補佐する。</u> <u>8</u> 前各項に規定する以外の職員は、上司の命を受けて職務に従事する。 （事務分掌） 第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。 教育部 教育総務課 ……略…… 学務課 ……略…… 指導課 指導係 (1)～(7) ……略…… (7)の2 課外クラブ及び<u>科学教育センター</u>に関すること。 (7)の2～(8) ……略…… 教職員係 ……略…… 教育支援課 ……略…… 学校給食課 ……略……	（職の設置及び職務） 第3条 ……略…… 2～6 ……略…… <u>7</u> 前各項に規定する以外の職員は、上司の命を受けて職務に従事する。 （事務分掌） 第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。 教育部 教育総務課 ……略…… 学務課 ……略…… 指導課 指導係 (1)～(7) ……略…… (7)の2 課外クラブ及び<u>科学センター</u>に関すること。 (7)の2～(8) ……略…… 教職員係 ……略…… 教育支援課 ……略…… 学校給食課 ……略……

生涯学習推進センター ……略……	生涯学習推進センター ……略……
2 ……略……	2 ……略……

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。